

第5章 みうら景観資産について

5.1 みうら景観資産の考え方

5.1.1 みうら景観資産とは

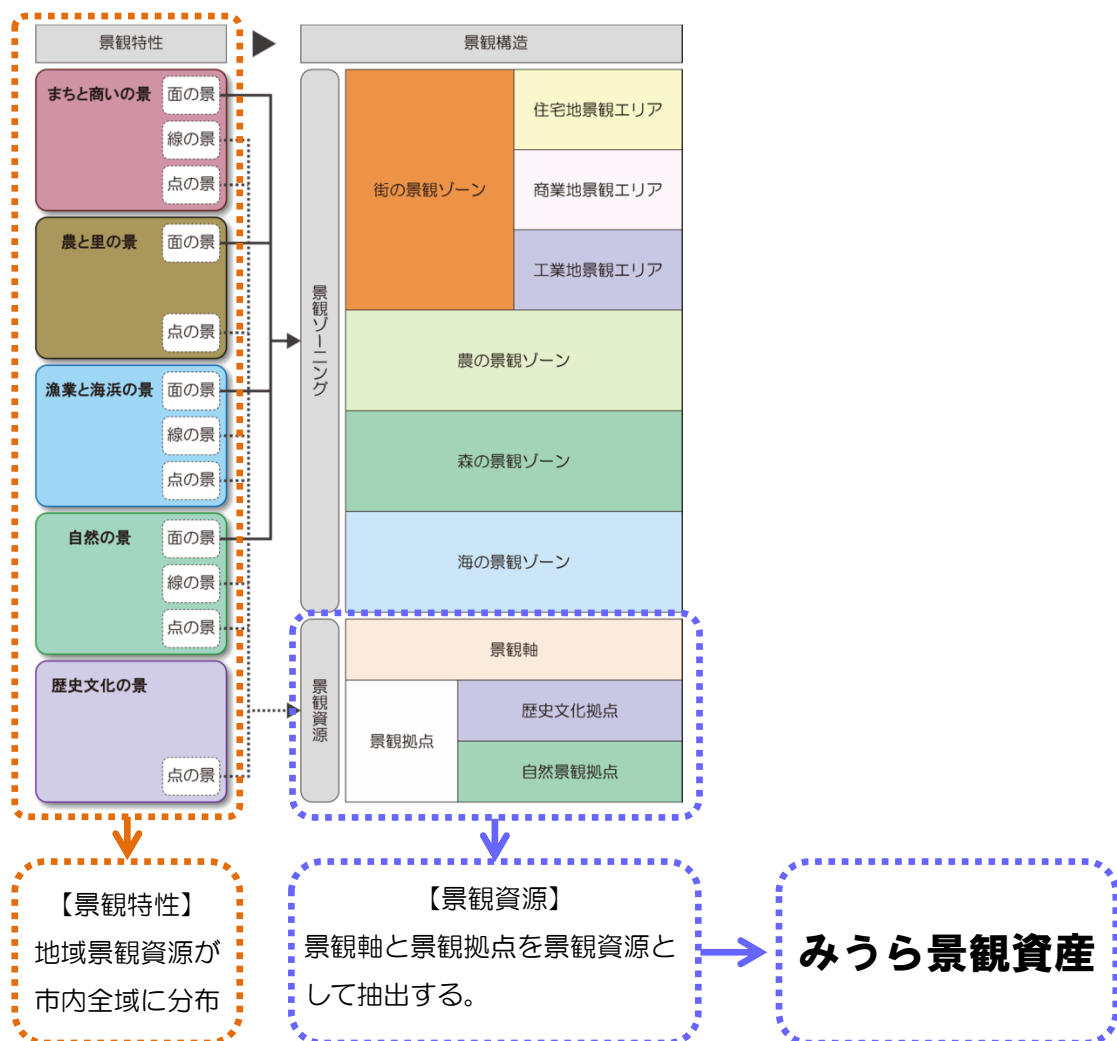
三浦市の景観は、「まちと商いの景」、「農と里の景」、「漁業と海浜の景」、「自然の景」、及び「歴史文化の景」の5つの景観特性を示したものであり、「三浦らしい」景観といえます。

三浦らしい景観は、各地域の個性や魅力を表わし、歴史や文化のシンボルとなっている景観や、地域の人々に愛着を持って守られてきた景観であり、地域景観資源と考えられます。

このような三浦らしい景観である地域景観資源は、市内の全域に分布しています。「まちと商いの景」をはじめとした5つの景観特性を景観構造に再構築したことで、地域景観資源は、景観構造のうちの点的、線的な地形・地物である景観資源（景観軸や景観拠点）として抽出できます。

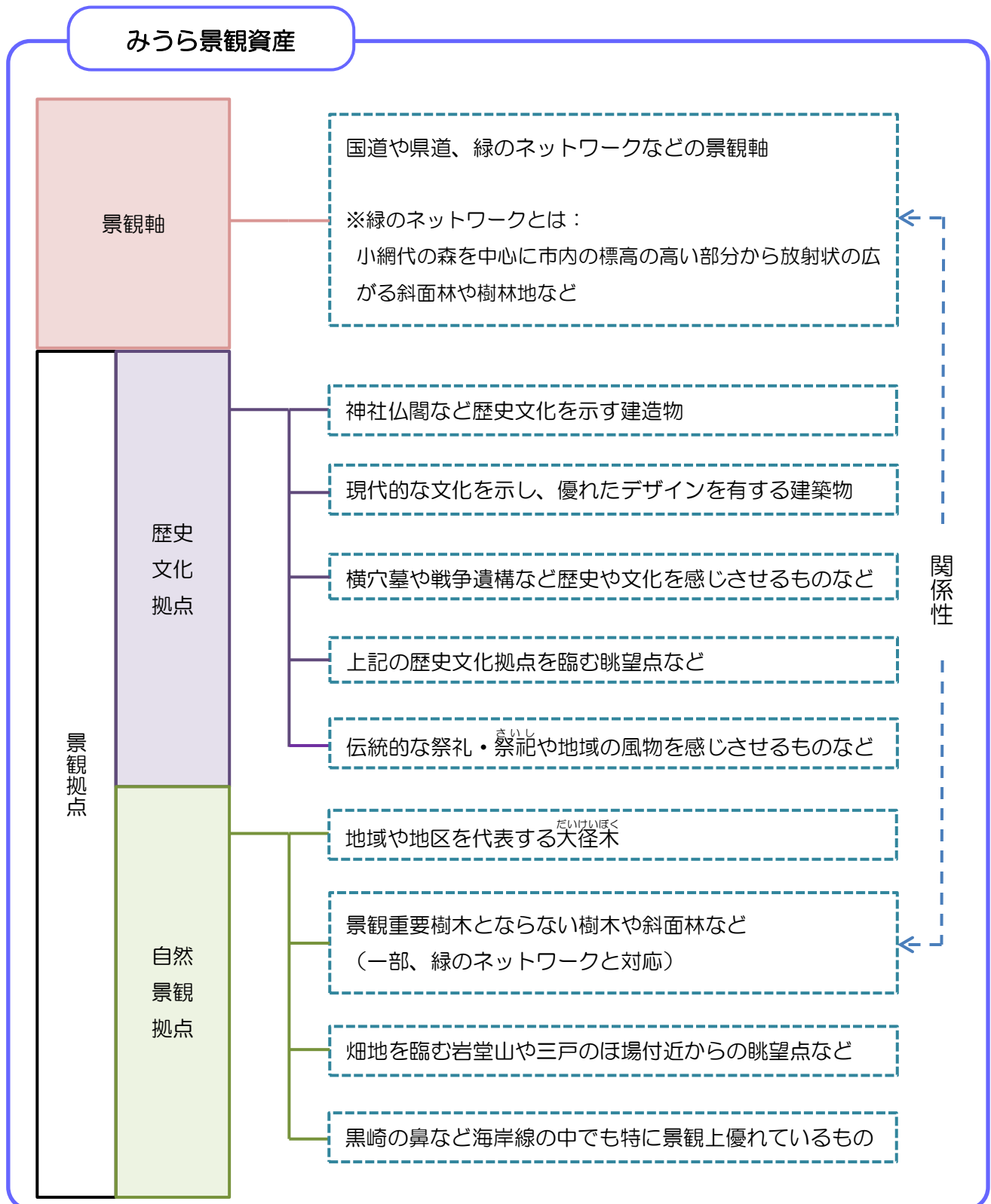
これらの景観資源を、「みうら景観資産」という名称により制度化し、景観まちづくりに活用を図ります。

■模式図



5.1.2 みうら景観資産の分類

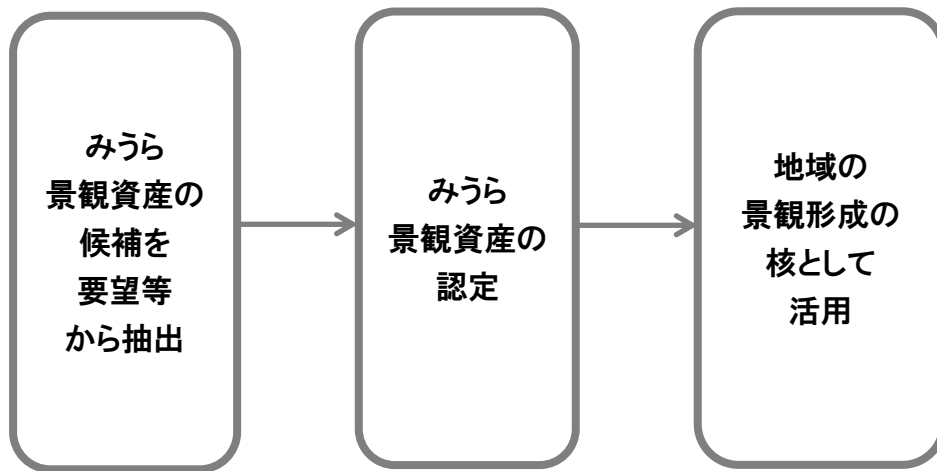
みうら景観資産の内容と構成を以下に整理します。



5.2 みうら景観資産の認定

5.2.1 みうら景観資産の認定の方法

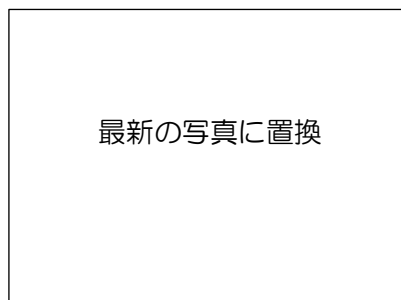
- ① みうら景観資産については、市民・所有者等多様な主体からの要望、イベントなどの企画や、市の提案などの幅広い仕組みにより、みうら景観資産の候補となるものを抽出します。
- ② その後、市は、景観審議会の意見を聴いたうえで、みうら景観資産として認定します。また、みうら景観資産の認定にあたって所有者や管理者が明確なものについては、所有者等からの意見聴取を行います。



みうら景観資産のイメージ



盗人狩

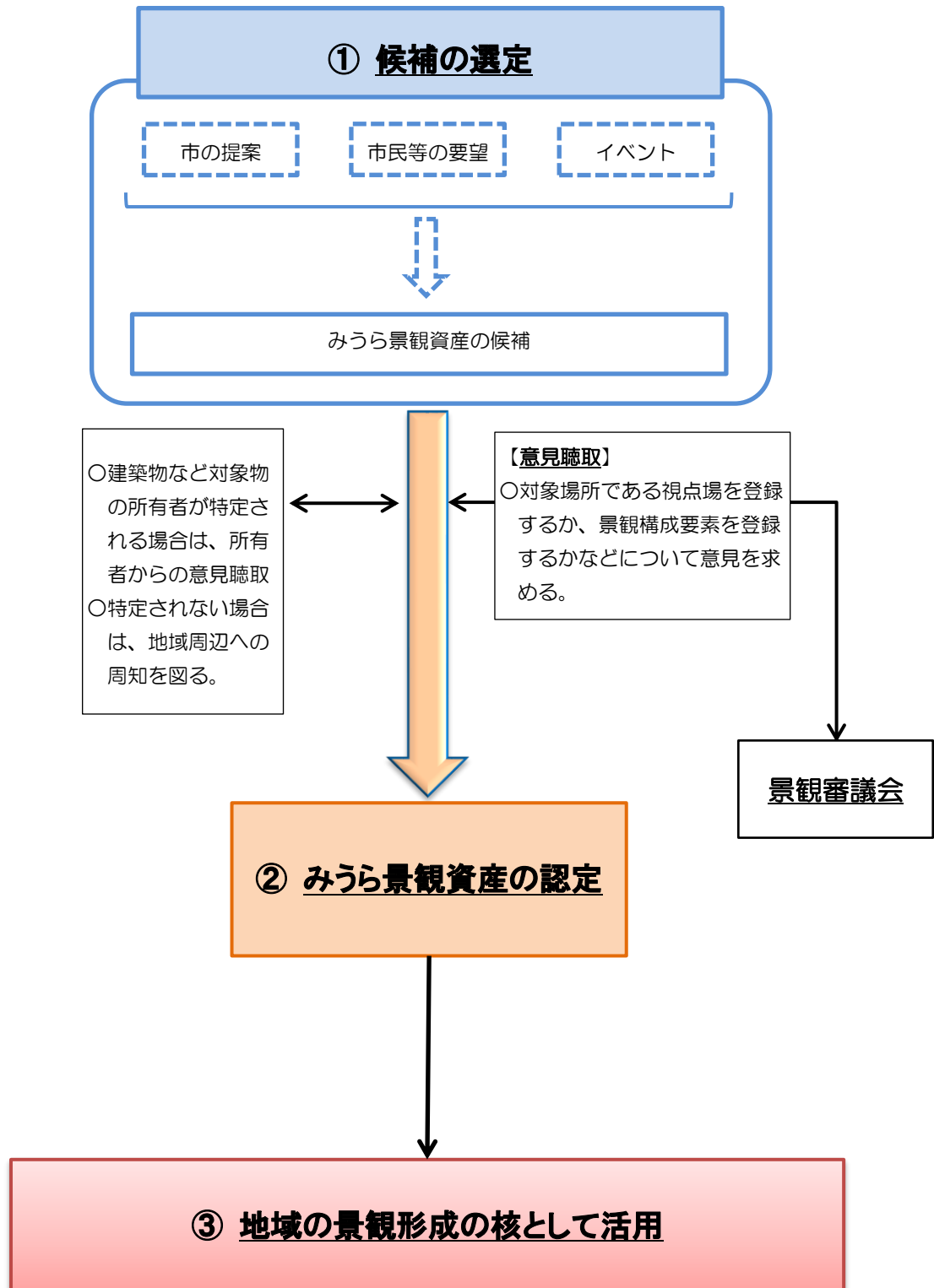


チャッキラコ



三浦海岸大根干し

みうら景観資産の認定のフロー図



5.2.2 みうら景観資産の認定後の活用

【市事業への展開】

- ・みうら景観資産に認定された対象エリアについては、「三浦市都市計画マスタープラン」や「三浦市みどりの基本計画」の改定、各論の検討や施策の展開において十分に考慮します。
- ・また、市の整備事業などの計画や設計等を行う場合には、みうら景観資産の価値や背景を計画等に反映できるように検討すると共に、その保全や活用を最大限考慮します。

【届出対象行為への展開】

- ・景観誘導指針に定められた「みうら景観資産の特性や魅力を損なわないように配慮すること」に基づき届出対象行為の事前協議を実施します。

【事業者への展開】

- ・みうら景観資産が含まれる区域や近接する区域で事業等を行う場合には、みうら景観資産の魅力や特徴に配慮した保全を図り、その活用にも努めるようにします。

【情報発信】

- ・三浦市では、認定されたみうら景観資産などの地域の景観資源について、市のホームページや広報紙等で確認できる仕組みを整えます。
- ・みうら景観資産の周知、保全・活用活動の取組紹介、市民や来訪者などに情報を提供することにより活用を図ります。

【イベントの開催】

- ・「みうら景観資産ウォーキングラリー」「みうら景観資産を考えるシンポジウム」「景観まちづくりフォーラム」などの市民参加、市民協働型のイベントを開催し、景観まちづくりの推進にみうら景観資産を活用します。

■活用イメージ



【イベントイメージ】
浜辺の景観フォトコンテスト（逗子市）



【イベントイメージ】
第1回ステキな景観さがしワークショップ

5.3 景観重要建造物の指定の方針

（１）景観法としての位置づけ

景観重要建造物（景観法第８条第２項第３号）

（２）候補の選出と指定の流れ

指定候補の選定にあたっては、以下の指定の方針に基づき候補を選定します。

景観重要建造物の候補については、所有者等との同意を踏まえ景観審議会での調査・審議等により、景観重要建造物に指定します。

同時に、所有者等からの提案があったときは、以下の指定の方針に合致しているか検討の上、景観審議会での調査・審議等を経て景観重要建造物に指定できるものとします。

【景観重要建造物の指定の方針】

- 歴史や文化の観点から、「三浦らしさ」が表現されている建造物
- 周辺景観の中で地域景観のランドマーク（景観を特徴付ける目印）となっている建造物
- アイストップ（人の視線を引きつける場所）に立地し、周辺景観と調和し良好な景観を形成している建造物
- 市民生活や行事（祭礼、イベント）等に活用されるなど、歴史的、文化的な側面から市民や来訪者に親しまれている建造物
- 優れたデザインを有し、地域の景観まちづくりを先導する役割を持つ建造物



海南神社



八雲神社



真福寺

5.4 景観重要樹木の指定の方針

（１）景観法としての位置づけ

景観重要樹木（景観法第８条第２項第３号）

（２）候補の選出と指定の流れ

指定候補の選定にあたっては、以下の指定の方針に基づき候補を選定します。

景観重要樹木の候補については、所有者等との同意を踏まえ景観審議会での調査・審議等により、景観重要樹木に指定します。

同時に、所有者等からの要望があったときは、以下の指定の方針に合致しているか検討の上、景観審議会での調査・審議等を経て景観重要樹木に指定できるものとします。

【景観重要樹木の指定の方針】

- 歴史や文化、開花や若葉、紅葉など季節の移り変わりの観点から、「三浦らしさ」が表現されている樹木
- 周辺景観の中で地域景観のランドマーク（景観を特徴付ける目印）となっている樹木
- アイストップ（人の視線を引きつける場所）に立地し周辺景観と調和し良好な景観を形成している樹木
- 市民生活や行事（祭礼、イベント）等に活用されるなど、歴史的、文化的な側面から市民や来訪者に親しまれている樹木
- 樹木が健全で樹形又は樹容が美観的に優れている樹木
- 維持管理活動の中で、景観重要樹木の苗として育てている第二世代の若木

最新の写真に置換

三崎小学校のクロマツ



延寿寺のイチヨウ